

2. 各出張所等 別

<事業課 管内>

事業課管内 目 次

【Ⅰ はじめに】

【Ⅱ 道路施設編】

1. 道路の維持管理実施計画
- (1) 道路管理一覧
- (2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「R6(2024)年度実施計画」
- (3) 路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図他
- (3) 路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図
- (4) 草刈・清掃地区区分図

【Ⅲ 河川施設編】

1. 河川の維持管理実施計画
- (1) 道管理河川一覧
- (2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「R6(2024)年度実施計画」
- (3) 治水系パトロール実施区間図
- (4) 河川除草区間図

【Ⅳ 砂防・地すべり・急傾斜施設編】

1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画
- (1) 砂防関係施設一覧
- (2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「R6(2024)年度実施計画」
- (3) 砂防関係施設位置図

【Ⅴ 資料編】

1. 管内関係機関
2. 水防資材等保管一覧表

【はじめに】

(1) 管内の概況

当課は、北海道のほぼ中央、上川総合振興局管内の中部を所管し、管内には大雪山国立公園、天塩岳道立自然公園、富良野・芦別道立自然公園があり、石狩川・雨竜川をはじめ多くの川が貫流する自然環境に恵まれた地域です。所管区域は北海道第2の都市、旭川市をはじめ鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・幌加内町の1市9町で、人口375,729人(住民基本台帳:令和6年(2024)1月末日現在、総面積約4,238km²、富山県とほぼ同じ大きさです。

気候は、四方を山に囲まれた盆地のため、寒暖の差が大きく、冬季には幌加内町母子里において国内最低気温記録でもある氷点下41.2℃、夏季には最高気温36℃を記録するなど内陸性気候で、冬季の降雪量は比較的多い地域です。

産業は第一次産業が主体で、中でも農業は大規模な稲作・畑作が盛んなほか、幌加内町、旭川市江丹別は日本有数のそばの産地です。

また、日本一の人造湖でありながら北欧のような自然景観を有する朱鞠内湖、国内における行動展示の先駆けである旭山動物園、美瑛の丘の風景など、豊かな自然環境を生かした観光資源が多数あります。

当課が所管する公共土木施設は、道路の管理延長が708.1km、河川管理延長が~~746~~4702.5km、砂防・地すべり・急傾斜施設が53箇所並びに、治水・利水を目的とする愛別ダムを維持管理しております。管内が広大で管理対象である公共土木施設も、都市部の街路・都市河川から山間部の道路・急傾斜・砂防までと多種に渡っているという特徴があります。

(2) 所管区域令和6年(2024)4月現在)

旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・幌加内町

(3) 管内図



(4) 管理状況

○道路

	路線数	延長km
主要道道	13	206.8
一般道道	50	501.3
合計	63	708.1

○河川

	河川数	管理延長km
石狩川水系	106	702.5
合計	106	702.5

○砂防・地すべり・急傾斜

砂防施設		地すべり施設		急傾斜施設	
箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
50	994.51	1	15.35	2	2.47

※地すべり防止区域は国土交通省指定分

道路の維持管理実施計画

(1) 道路管理一覧 (旭川建設管理部 事業課管内) NO 1

区分	路線番号	路線名	主な街路名(愛称等)	管理延長	夏期パト ロール延長	備考
主要道	20	旭川停車場線		0.5	0.5	
	37	鷹栖東神楽線		29.5	29.5	
	48	和寒幌加内線		10.2	10.2	
	68	旭川空港線		6.4	6.4	
	70	芦別美瑛線		13.5	13.5	
	72	旭川幌加内線		38.5	38.5	
	90	旭川環状線		21.6	21.6	
	98	旭川多度志線		12.5	12.5	
	99	和寒鷹栖線		16.5	16.5	
	101	下川愛別線		19.2	19.2	
	126	小平幌加内線		6.1	6.1	
	140	愛別当麻旭川線		31.5	31.5	
	146	旭川鷹栖インター線		0.8	0.8	
	一般道	213	天人峡美瑛線		33.1	33.1
219		新開旭川線		9.6	9.6	
223		愛山溪上川線		20.9	20.9	
251		雨竜旭川線		18.8	18.8	
294		東川東神楽旭川線		15.4	15.4	
295		瑞穂旭川停車場線		16.1	16.1	
296		比布愛別停車場線		10.0	10.0	
300		上川停車場線		1.1	1.1	
329		新旭川停車場線		2.0	2.0	
331		永山停車場線		0.2	0.2	
332		当麻停車場線		0.4	0.4	
373		幌加内停車場線		0.2	0.2	
390		比布停車場線		1.2	1.2	
486		豊田当麻線		11.3	11.3	
487		近文停車場線		3.7	3.7	
520	鷹栖東鷹栖比布線		17.5	17.5		
		小計	N=29	368.3	368.3	

※延長の単位はkm。令和5(2023)年4月1日現在の数値。出張所合計値はm単位の取りまとめ値により、合計とは合わないことがある。
 主な街路名とは地元協議等により呼び名が一般化している路線を記載(愛称をカッコ書き)

(1) 道路管理一覧 (旭川建設管理部 事業課管内) NO 2

区分	路線番号	路線名	主な街路名(愛称等)	管理延長	夏期パト ロール延長	備考
一般道	528	蒔の台朱鞠内停車場線		16.7	16.7	
	542	東旭川停車場線		0.6	0.6	
	543	上字莫別美瑛停車場線		16.3	16.3	
	579	新開西神楽停車場線		6.0	6.0	
	580	美馬牛神楽線		9.9	9.9	
	611	瑞穂東川線		20.6	20.6	
	640	中愛別上川線		11.8	11.8	
	641	北旭川停車場線		0.9	0.9	
	688	名寄遠別線		28.6	28.6	
	718	忠別清水線		4.0	4.0	
	729	朱鞠内風連線		3.9	3.9	
	761	北旭川停車場永山線		5.8	5.8	
	824	美沢美馬牛線		13.0	13.0	
	848	鷹栖江丹別線		5.9	5.9	
	849	日東東雲線		8.2	8.2	
	915	共和嵐山線		5.0	5.0	
	937	上雨粉台場線		13.2	13.2	
	938	伊文政和線		2.2	2.2	
	940	東川旭川線		11.9	11.9	
	942	東鷹栖永山線		1.8	1.8	
	964	板谷蒔の台線		5.8	5.8	
	966	十勝岳温泉美瑛線		25.0	25.0	
	1116	富良野上川線		26.6	26.6	
	1122	当麻比布線		5.6	5.6	
	1124	近文停車場緑町線		0.7	0.7	
	1125	嵐山公園線		1.8	1.8	
	1134	当麻上川線		10.1	10.1	
	1136	旭川層雲峡自転車道線		28.6	28.6	
	1143	比布北インター線		0.9	0.9	
		小計	N=29	291.4	291.4	

※延長の単位はkm。令和5(2023)年4月1日現在の数値。出張所合計値はm単位の取りまとめ値により、合計とは合わないことがある。
 主な街路名とは地元協議等により呼び名が一般化している路線を記載(愛称をカッコ書き)

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(旭川建設管理部 事業課管内)

○道路パトロール業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道路】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修 (橋梁補修)	橋梁補修	破損や劣化が確認された場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	○道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
		橋梁塗装	部分的な“われ”や“はがれ”があり、錆が著しく発生している場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	○道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
	施設補修 (トンネル等補修)	トンネル等補修	点検や早期の補修・修繕による措置を行い、長寿命化の取り組みを実施	○道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
予防管理型、対症管理型	施設補修 (道路附属物(小規模附属物)補修・更新)	道路附属物(小規模附属物)補修・更新	定期点検による診断結果より、施設の長寿命化を図る。破損や劣化により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	○道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
対症管理型	施設補修 (路面等補修)	舗装補修 (パッチング)	局部的な穴ぼこや段差等の発生が見られ、走行車両に支障が生じる場合に実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		路面補修 (オーバーレイ)	わだち、ひび割れ等の発生が面的にみられ、走行車両に支障が生じる又は生じる危険性がある場合に、路面状況に応じて実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		路面整正(砂利道)	融雪後、走行車両に支障が生じる場合に実施します。その他、降雨等によりわだち掘れや穴ぼこ等が生じる場合に実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			砂利道区間及び事前通行規制区間
		崩土除去、倒木処理、路肩法面補修	局部的な法面崩落、倒木、路肩崩壊等が発生した場合に、走行車両の通行確保のため、崩土除去や倒木処理、路肩法面補修等の応急的な対応	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
	施設補修 (作工物補修)	排水施設補修	破損や劣化により、排水施設がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修や更新を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		交通安全施設補修	破損や劣化により、防護柵等がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を補修。また、照明の球切れ等は道路パトロール(夜間)結果に基づき実施			
	施設補修 (区画線)	区画線設置	路面の中央線や、片側2車線以上の境界線は、春先に交通安全上、運転者が確認できなくなる場合に塗り替え、またその他の区画線は交差点等、特に必要な箇所について実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(旭川建設管理部 事業課管内)

○道路パトロール業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道路】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示	
日常管理型	機能回復 (除草)	草刈り	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施	通学路を除く郊外地において、地元協議により観光に資する道路として特に重要な区間を、市街地並の管理を行う	左記を変更区間として草刈り図に明記	草刈図	
		伐開	沿道において倒れる恐れがある立木や、倒木が人や車両の通行に支障が生じる場合に除去	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
日常管理型	機能回復 (清掃)	路面清掃	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施		路面状況により=散水車+路面清掃車又は散水車(路面清掃車)	路面清掃図	
		法面等清掃	春先におけるゴミの散乱等により美観や環境に支障が生じた場合に実施、その他、ゴミの状況により排水施設に支障が生じる場合等にも、清掃を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
		排水施設清掃	土砂によって著しく塞がっている箇所を優先して清掃を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
	機能回復 (植栽管理)	樹木剪定	標識等が見えにくならないよう、また歩行者や車両の通行に支障が生じないように樹木毎に樹形を考慮し剪定を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
		冬囲い	道内観光のイメージアップに寄与する沿道の中低木は、雪害から樹木の育成を守るため、状況に応じて実施	○積雪時期迄に対象木をムシロ・縄等で囲う。				
必要経費	施設維持	機械購入修理費	管理車両の更新修理のための必要経費	○路面清掃車、草刈り機械などの修理				
		車庫等整備	管理車両の車庫等更新修理のための必要経費	○管内の車庫等の雨漏り補修他				
		道路附属施設等経費	照明灯等の電気料金や、トンネル非常用設備等の電話料金、通信料金等	○照明の節電対象路線拡大を検討				
	施設維持 (道路附属)	道路附属施設の保守点検・補修	気象観測収集装置やトンネルの非常用設備は老朽化や欠損による不具合が生じないように、定期的な点検と機器の補修を実施	○委託業務により保守点検を実施				

河川の維持管理実施計画

(1) 道管理河川一覧(旭川建設管理部事業課管内) No. 1

(km)

級種	水系名	河川名	市町村名	管理区間延長
1	石狩川	石狩川	上川町	29.6
		内大部川	旭川市	16.0
		オロエン川	旭川市	1.5
		伊野川	旭川市	12.6
		江丹別川	旭川市	23.5
		秋葉の沢川	旭川市	0.2
		西里川	旭川市	6.4
		拓北川	旭川市	4.0
		神居川	旭川市	2.0
		オサラッペ川	鷹栖町	3.7
		六号川	鷹栖町	0.2
		七号川	鷹栖町	0.2
		八号川	鷹栖町	0.4
		ヨンカシュッペ川	鷹栖町・旭川市	6.3
		ハイシュベツ川	鷹栖町・旭川市	8.5
		キムクシュハイシュベツ川	鷹栖町・旭川市	1.9
		シュマン川	鷹栖町	0.4
		イブンベウシ川	鷹栖町	6.5
		ウッペツ川	旭川市	9.4
		オホーツナイ川	旭川市	2.1
		忠別川	東川町・美瑛町	9.7
		美瑛川	美瑛町	10.3
		南校川	旭川市	1.3
		五号川	旭川市	2.0
		雨紛川	旭川市	4.6
		西八号川	旭川市	3.6
		十五号川	旭川市	1.1
		辺別川	旭川市・美瑛町	22.2
		千代ヶ岡川	旭川市	1.2
		宇莫別川	美瑛町	21.0
		沼崎川	美瑛町	5.0
		オイチャヌンペ川	旭川市	10.3
		留辺蘂川	美瑛町	11.5
		二股川	美瑛町	7.8
		カジ行の沢川	美瑛町	1.1
		北沢川	美瑛町	1.6
		美瑛美馬牛川	美瑛町	14.1
		置杵牛川	美瑛町	16.0
		ニタチパウマナイ川	美瑛町	4.0
		サイトウ川	美瑛町	1.1
		ミヤキタ川	美瑛町	1.1
		水沢川	美瑛町	4.5
		美瑛紅葉川	美瑛町	8.6
		九線川	美瑛町	0.7
		オヤウンナイ川	美瑛町	4.0
		東光川	旭川市	2.1
		アイヌ川	旭川市	6.1
		ポン川	旭川市・東神楽町	8.9
		八千代川	東神楽町	11.5
		稲荷川	東神楽町	7.0
		小 計(N=50)		339.4

(1) 道管理河川一覧(旭川建設管理部事業課管内) No. 2

(km)

級種	水系名	河川名	市町村名	管理区間延長
		志比内川	東神楽町	6.7
		栄川	旭川市	0.6
		近文オホーツナイ川	旭川市	0.6
		牛朱別川	旭川市	15.1
		基北川	旭川市	6.8
		ポンウシベツ川	旭川市	5.4
		小股川	旭川市	4.3
		永山二号川	旭川市	1.8
		永山3号川	旭川市	1.0
		難波田川	旭川市	2.1
		愛宕新川	旭川市	5.1
		難波田川分水路	旭川市	0.4
		ポンウシベツ川分水路	旭川市	0.4
		小股川分水路	旭川市	0.3
		ペーパン川	旭川市	22.4
		倉沼川	旭川市・東川町	20.0
		サルン倉沼川	東川町	6.5
		ポン倉沼川	東川町	7.5
		ペーパン第二支川	旭川市	0.5
		ペーパン第三支川	旭川市	0.3
		神水川	当麻町	2.3
		近文内川	旭川市	3.8
		桜川	旭川市	1.5
		当麻川	当麻町	11.7
		ミヤシタ川	当麻町	1.2
		ポン牛朱別川	当麻町	4.0
		清水川	当麻町	1.3
		石渡川	当麻町	5.0
		当麻熊の沢川	当麻町	4.5
		比布川	比布町	18.0
		比布ウツベツ川	比布町	9.6
		蘭留川	比布町	7.3
		愛別川	愛別町	15.0
		パンケ川	愛別町	5.8
		狩布川	愛別町	6.5
		パンケメムナイ川	愛別町	4.9
		エチャナンケツ川	上川町	10.3
		安足間川	上川町	10.5
		パンケフエマナイ川	上川町	4.0
		留辺志部川	上川町	10.0
		古川	上川町	2.5
		白川	上川町	2.5
		白水川	上川町	4.4
		北五線川	比布町	0.3
		雨竜川	幌加内町	65.4
		長留内川	幌加内町	0.6
		幌加内川	幌加内町	11.0
		沼牛川	幌加内町	3.6
		雨煙内川	幌加内町	4.4
		二線川	幌加内町	0.5
		小計(N=50)		340.2

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(旭川建設管理部 事業課管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	樋門・樋管点検整備	予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷、操作を行う管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価を行う。また、必要に応じてゲートの開閉に支障のないよう保守整備	○年次計画に沿ってR6年度対象となる樋門の定期点検を実施するとともに、必要に応じてゲートの開閉に支障のないようグリスアップや故障機器の交換など簡易な保守整備 ○エンジン式動力ゲート樋門は、年次点検の実施、試験運転による機器の修理、調整 ○予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷や操作する管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価調査を行い、樋門台帳に記録管理	○簡易な保守点検は市町村が実施	○点検整備箇所数 N=25基	
		樋門・樋管補修	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部材の重要性や目視健全度評価の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながら補修を実施	○出水期前に点検を行い、機能障害箇所の補修を実施 ○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や機能低下が認められるものや著しいものから補修を実施 ○見易い量水標の設置(蛍光板、大文字、操作水位標など)			
		樋門・樋管再塗装	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部材の重要性や目視健全度評価等の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながらゲート等の金属機器の再塗装を実施	○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や腐食が認められるものや著しいものから再塗装を実施			
		堰・排水機場等補修	定期点検等の結果による診断を踏まえて健全度を評価し、必要に応じて整備・更新を行い施設の必要な機能を確保	○北海道河川管理施設点検要領(堰・水門・排水機場編)に基づき、定期点検を実施 ○点検結果に応じて健全度評価を実施し、点検・整備総括表及び機器リストを用いて、点検・評価結果を記録管理するとともに、必要に応じて補修を実施			
対症管理型	施設補修	堤防補修	堤防の機能が低下する恐れがある沈下やひび割れ等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、その状態から堤防の機能に支障が生じると判断した場合には、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤防の状況を把握し、必要に応じて補修 ○堤防を散策路や親水目的として利用している箇所の安全点検を実施(GW前)	○出水期前一点検は市町村等と連携して実施 残雪により確認できない箇所については融雪後に再確認を行う。 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	河川施設安全利用点検【河川施設安全利用点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/enzenriyoutenken/in	
		護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、コンクリートの劣化、沈下等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合には、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている護岸の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一点検は市町村等と連携して実施 残雪により確認できない箇所については融雪後に再確認を行う。 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	河川施設安全利用点検【河川施設安全利用点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/enzenriyoutenken/in	
		床止補修	床止の機能が低下する恐れのある床止本体及び護岸の沈下、変形などの変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合には、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより床止の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている床止の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一点検は市町村等と連携して実施 残雪により確認できない箇所については融雪後に再確認を行う。 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	河川施設安全利用点検【河川施設安全利用点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/enzenriyoutenken/in	
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修 ○市街地などで住民などが河川へ転落するなどの事故防止のために設置している転落防止柵の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一点検は市町村等と連携して実施 残雪により確認できない箇所については融雪後に再確認を行う。 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	河川施設安全利用点検【河川施設安全利用点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/enzenriyoutenken/in	
		堤内排水路補修	堤内排水路の状態から、土砂の堆積、法面崩壊や法面保護工が損傷し、明らかに排水機能に支障が生じると判断した場合には、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤内排水路の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一点検は市町村等と連携して実施		
		標識設置	老朽化、腐食、損傷により標識の脱落、倒壊の危険や文字等の判読ができなくなっている場合に、補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一点検は市町村等と連携して実施		

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(旭川建設管理部 事業課管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	河川機能回復	低水路整理	河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合に、堆積土砂を除去	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて堆積土砂を除去 ○洪水後に河道状況を確認して、次の洪水に備えるための状態を把握するとともに、必要に応じて堆積土砂を除去	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○異常土砂堆積箇所等は定期的に定点写真撮影し、状況変化を把握する		
		河口掘削	河口に堆積した土砂が、洪水流を阻害し、氾濫被害や水位上昇による周辺の冠水、魚類が遡上できないなどの原因となる恐れがある場合に、河口掘削を実施	○該当なし			
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害、また、樋門等の吞吐口等の結氷閉塞による排水不能による冠水被害が生じる恐れがある場合に、河道内の結氷を除去	○冬期間パトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷等を除去 ○H23年北海道融雪災害対策箇所の対象河川について、3月以降融雪災害が発生しないように、市町村と連携して必要な箇所の結氷除去		[R6(2024)年度融雪災害危険箇所] 小股川(宇豊岡(すずかけ橋上流3900m区間))(0.3km~4.2km) ホンカシヅ川区間(宇豊岡(8条3丁目上流2600m区間))(0.6km~3.2km) 東光川区間(宇東光(合流点上流1700m区間))(0.5km~2.2km)	「北海道の融雪災害対策」参照 要注意河川明示(パトロール図)
		流木除去	河道内や橋脚に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生や海岸等への流出による漁業被害の発生のある場合に、除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて流木を除去 ○海岸等への流出による定置網等への被害の発生のある場合に、市や漁業協同組合と連絡を密にして、必要な箇所の流木を除去	○出水後に関係機関による現地調査実施		
河川区域維持	河川区域伐開	河道内に樹木が繁茂し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫となる恐れのある場合に、生物の生息・生育環境や景観に配慮しながら伐開を実施します。また、樹木により堤防や樋門などの施設の機能が低下又は失われる状態となる場合に、伐開を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施 ○「市民団体協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等への周知、計画的な伐開を検討 ○伐木材の再資源化等への利用を検討		○「市民団体協働の川づくり事業」の市町村広報誌掲載 ○市民団体要望箇所を調整を検討		
	再生資源等処理	河川区域に放置されたブロック等の再利用可能な資材の一時保管場所までの搬送及び保管場所の適正管理	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域の状況を把握し、放置されたブロック等を撤去して保管場所に保管				
	その他	不法投棄物の処理、害虫駆除(薬剤散布)、親水施設等の清掃、補修、規制看板補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域や親水施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施 ○洪水等による災害発生防止のため、不法投棄物を発見した場合、処理するとともに不法行為を防止するための対策を実施 ○害虫の発生による河川周辺への影響や親水区域の河川施設等の利用に支障が生じる状況の場合、必要に応じて措置 ○親水施設については、安全利用点検(GW前)を実施し、施設の損傷や機能の低下、危険な状況の場合、応急措置を行うとともに、必要に応じて措置	○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	パトロール実施時期 都市河川:1回/週 その他河川:1回/月 【河川施設安全利用点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/in dex.anzen.htm		

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(旭川建設管理部 事業課管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
除草		水防上、環境上、特に重要な区間(重要水防区間、DID隣接区間、水位周知区間、水防警報区間)	重要水防区間や水位周知区間、水防警報区間、DID(人口集中地区)隣接区間等の水防上、特に注意を要する重要な箇所。堤防の点検、不法行為や利用状況の監視、及び河川管理施設の巡視・点検等のため、堤防法面及び管理用道路の草刈りを年1回出水期前に実施	<p>○洪水による災害の発生防止のための堤防の状態把握を目的とした堤防点検を行うため、出水期前に堤防、管理用道路の草刈りを実施</p> <p>○刈草は河川流出や周辺環境への影響がある場合は、収草して処理</p> <p>○「市民団体の協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等へ周知すると共に計画的な草刈りを実施</p> <p>○河川巡視、点検などの支障と成らないよう、堤防や管理用道路の植生の繁茂状況等により必要に応じて草刈りを実施</p>			除草区間図に明示
		上記以外の区間	上記以外の河川整備済区間で河川の巡視、点検や適切な維持管理を行うために支障とならないように、堤防法面や管理用道路の植生の繁茂状況等により、必要に応じて出水期前に草刈りを実施				
		周辺環境	病害虫発生の抑止、周辺環境保持の観点から、必要に応じて草刈りを実施	○市街地や河川利用箇所等で周辺環境の保持、病害虫発生の抑制など、必要に応じて草刈りを実施			
環境施設の機能回復		低々水路の機能保持	土砂堆積により低水環境の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、低々水路機能に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去			
		魚道の機能保持	土砂堆積や異常洗掘により、魚道の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚道に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去			
		魚巣護岸の機能保持	土砂堆積や異常洗掘等により、魚巣護岸の機能が低下又は失われている状態の場合、土砂等を除去するなどにより機能回復する	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚巣護岸に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去			
		環境施設の機能保持	親水施設や魚巣護岸の劣化や損傷、土砂堆積や流木により、施設の機能や利用に支障が生じている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等が損傷、土砂等が堆積している場合、必要に応じて補修、土砂等を除去			
その他河川区域の環境管理	河畔樹木の育成など		良好な水辺環境の創出を目指して河川区域内に植樹された樹木及び河畔樹木を剪定、下草刈りし、水辺環境の保全を図る。 また、環境整備や親水整備された施設等の小規模な補修や清掃を行い、利用者の安全を確保	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等について利用者の安全確保のため必要に応じて施設補修や清掃を実施			
				○出水期前の一斉点検を行い、必要に応じて施設補修や清掃を実施 ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河畔樹木等の状況を把握し、必要に応じて剪定、下草刈りを実施			

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(旭川建設管理部 事業課管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
必要経費	付属施設補修	水文施設補修	老朽化や欠損等による観測データの欠測等の不具合が生じた場合に、観測・通信機器の補修、部品交換を実施	○別途保守点検をメーカーに業務委託し、年点検実施 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応※「川の防災情報」に水位、雨量の情報を提供	○インターネット「川の防災情報」での欠測時における警戒水位、警戒雨量超過の場合は、FAXによる通報を実施する。	○施設年点検 ○不具合時点検保守	
	施設維持	可動堰等施設維持運営費	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○土現管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理	・基北川、難波田川、ポンウシベツ川分水堰 ・アイヌ川分水堰	○年点検	施設箇所明示(パトロール図)
		排水機場	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○土現管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理	・基北川	○操作運営管理	施設箇所明示(パトロール図)
	河川区域維持	水防資材等購入	洪水時や地震による護岸等の損傷、沈下が発生した時に、流水から保護するためのシートや土のう等の水防資材や油流出事故に使用する油吸着マット等について、前年度使用した分の補充や有効期間が超過した資材を交換し、必要量備蓄する経費	○危機管理として洪水や地震等で損傷した施設や河道の維持を応急対応するために必要な資材、水質事故等に使用する油吸着マット等の必要量を保管し、台帳管理	○防災情報連絡会議により関係機関と保管情報を共有する。	○石狩川上流水防連絡協議会(旭川地方部会)(5月予定)	水防等資材保管一覧表(別途資料)
	樋門(管)操作委託料		出水時の樋門、樋管のゲート操作及び平常時における定期点検を地元市町村等へ委託する固定経費	○市町村で管理人を傷害保険へ加入契約			
	定期点検操作委託料	樋門(管)の適切な機能保全を行うため、出水期前を始めとして目視やゲート操作による設備各部の機能について定期点検を行う経費	○定期点検は出水期前の4月、出水期の7~10月の各月に実施することとしていますが、出水期前の点検は、各現地の実情により実施日を決定 ○年度当初の委託契約時に点検整備に必要な消耗品等の確認、操作に必要な器具等の確認報告を市町村から報告し、必要な物品等を土現から支給 ○定期点検の記録表は翌月5日までに提出	○年度当初点検の報告は、翌月10日までに出張所へ提出。 ○操作不具合箇所は、早急に対処する。	○定期点検(5回) ・出水期前1回(4月) ・7~10月各1回		
	臨時操作・巡回委託料	大雨出水時に巡回及び必要に応じて樋門ゲート操作を行い、外水の遮断と内水排除を行う経費	○市町村が行う巡回、操作に関する記録表は速やかに提出させる ○臨時操作に伴い必要な点検整備を実施した場合は、点検整備記録表を速やかに提出させる				

砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画

(1) 砂防関係施設一覽

○砂防施設(図中「茶色」で表示)

番号	級	水系名	溪流名	工種	施工年度	市町村名	備考
1	1	石狩川	忠別川	砂防えん堤工	S25~27	東川町	忠別川 清流えん堤
2	1	石狩川	ビウケナイ川	砂防えん堤工	S28~31	東川町	ビウケナイ川えん堤
3	1	石狩川	クウンナイ川	砂防えん堤工	S32~38	美瑛町	クウンナイ川えん堤
4	1	石狩川	熊の沢川	砂防えん堤工	S38~39	東川町	熊の沢川えん堤
5	1	石狩川	ノカナン沢川	砂防えん堤工	S40~41	東川町	ノカナン川えん堤
6	1	石狩川	エチャナンケップ川	砂防えん堤工	S45~46	上川町	エチャナンケップ川えん堤
7	1	石狩川	辺別川	砂防えん堤工	S39~41	美瑛町	辺別川 1号えん堤
8	1	石狩川	辺別川	砂防えん堤工	S42~44	美瑛町	辺別川 2号えん堤
9	1	石狩川	辺別川	砂防えん堤工	S45~46	美瑛町	辺別川 3号えん堤
10	1	石狩川	辺別川	砂防えん堤工	S47~48	美瑛町	辺別川 4号えん堤
11	1	石狩川	辺別川	砂防えん堤工	S49	美瑛町	辺別川 5号えん堤
12	1	石狩川	青葉川	砂防えん堤工	H1~2	美瑛町	青葉川えん堤
13	1	石狩川	宇莫別川	床固工	S44	美瑛町	宇莫別川1号えん堤
14	1	石狩川	宇莫別川	砂防えん堤工 流路工	S55~59 S61~H1	美瑛町	宇莫別川2号えん堤 L=2.5km
15	1	石狩川	左股沢川	砂防えん堤工	S48~49	美瑛町	左股沢川 1号えん堤
16	1	石狩川	左股沢川	砂防えん堤工	S53~54	美瑛町	左股沢川 2号えん堤
17	1	石狩川	雨月沢川	砂防えん堤工	S53~56	美瑛町	雨月沢川えん堤
18	1	石狩川	右の沢川	砂防えん堤工	H2~3	美瑛町	右の沢川1号えん堤
19	1	石狩川	比布川	砂防えん堤工	S57~60	比布町	比布川1号えん堤
20	1	石狩川	砲台の沢川	砂防えん堤工	S57~61	美瑛町	砲台の沢川えん堤
21	1	石狩川	かじかの沢川	砂防えん堤工	S62~H1	美瑛町	かじかの沢川えん堤
22	1	石狩川	志比内川	床固工	H2	美瑛町	志比内川1号床固工
23	1	石狩川	辺別川	床固工 流路工	S49 S50~58	美瑛町	辺別川1号床固工 L=3.2km
24	1	石狩川	志比内川	砂防えん堤工 流路工	H3~6 H7~12	美瑛町	志比内川1号えん堤 L=0.95km
25	1	石狩川	置杵牛川	砂防えん堤工	H2~6	美瑛町	置杵牛川えん堤
26	1	石狩川	宇莫別川	砂防えん堤工	H4~8	美瑛町	宇莫別川 3号えん堤
27	1	石狩川	芽刈別川	砂防えん堤工	H6~12	上川町	芽刈別川 2号えん堤
28	1	石狩川	ペンケムナイ川支川	砂防えん堤工	H7~10	愛別町	ペンケムナイ支川えん堤
29	1	石狩川	若牛内川	砂防えん堤工	H14~22	愛別町	若牛内川えん堤
30	1	石狩川	若牛内川	床固工 取り合い護岸工	H18~H21	愛別町 愛別町	若牛内川床固工 L=0.9km
31	1	石狩川	志比内川	床固工	H7~9	美瑛町	志比内川2号床固工
32	1	石狩川	志比内川	床固工	H10	美瑛町	志比内川3号床固工
33	1	石狩川	浅瀬川	砂防えん堤工 溪流保全工	S61~62 H1~9	幌加内町 幌加内町	浅瀬川1号砂防ダム L=2.9km
34	1	石狩川	五線川	砂防えん堤工 溪流保全工	S37~39 S45~52	幌加内町 幌加内町	五線川砂防堰堤 L=3.3km

○直轄引き継ぎ分(図中「紫色」で表示)

番号	級	水系名	溪流名	工種	施工年度	市町村名	備考
1	1	石狩川	クウンベツ川	砂防えん堤工	S46~47	上川町	クウンベツ川 5号えん堤
2	1	石狩川	クウンベツ川	砂防えん堤工	S48~50	上川町	クウンベツ川 6号えん堤
3	1	石狩川	クウンベツ川	床固工	S50	上川町	クウンベツ川 1号床固工
4	1	石狩川	クウンベツ川	床固工	S50	上川町	クウンベツ川 2号床固工
5	1	石狩川	クウンベツ川	床固工	S50	上川町	クウンベツ川 3号床固工
6	1	石狩川	クウンベツ川	床固工	S51	上川町	クウンベツ川 4号床固工
7	1	石狩川	クウンベツ川	床固工	S51	上川町	クウンベツ川 5号床固工
8	1	石狩川	クウンベツ川	床固工	S51	上川町	クウンベツ川 6号床固工
9	1	石狩川	クウンベツ川	床固工	S51	上川町	クウンベツ川 7号床固工
10	1	石狩川	エチャナンケップ川	砂防えん堤工	S47~49	上川町	エチャナンケップ1号えん堤
11	1	石狩川	岩内川	砂防えん堤工	S51~53	上川町	岩内川 1号えん堤
12	1	石狩川	芽刈別川	砂防えん堤工	S52~55	上川町	芽刈別川 1号えん堤
13	1	石狩川	ウエンナイ川	砂防えん堤工	S53~55	上川町	ウエンナイ川 1号えん堤
14	1	石狩川	トイマルクシュベツ川	砂防えん堤工	S54~56	上川町	トイマルクシュベツ川 1号えん堤
15	1	石狩川	27線沢川	砂防えん堤工	S57~61	上川町	27線沢川 1号えん堤
16	1	石狩川	留辺志部川	砂防えん堤工	S60~63	上川町	留辺志部川 1号えん堤

○地すべり防止施設

番号	地区名	主要工種	施工年度	市町村名	備 考
1	浅瀬川	集水井	H10~22	幌加内町	

○急傾斜地崩壊防止施設

番号	地区名	主要工種	施工年度	市町村名	備 考
1	神岡3	地山補強土工	H21~R5	旭川市	
2	旭川市旭神3条1丁目	土留柵工	H26~R4	旭川市	

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(旭川建設管理部 事業課管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施
 【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	砂防関係施設補修	砂防堰堤等の砂防設備、集水井工等の地すべり防止施設、土留柵工等の急傾斜地崩壊防止施設等について、必要に応じ施設点検を行い、計画的に修繕・更新等を実施	○出水期前の点検及びパトロールにより砂防関係施設の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修を行う		○出水期前点検 ○異常気象後点検	施設位置 (砂防えん堤等)
対症管理型	施設補修	護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修を行う		○出水期前点検 ○異常気象後点検	施設位置 (砂防溪流保全工)
		法面補修	法面の機能が低下する恐れのある沈下、浮き上がり等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて補修を行う		○出水期前点検 ○異常気象後点検	
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修を行う		○出水期前点検 ○異常気象後点検	
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修を行う		○出水期前点検 ○異常気象後点検	
		標識補修	標識の脱落、倒壊の危険や文字等が判読出来なくなっている場合に対処	○パトロールにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		管理用道路補修	不陸、雨裂等により通行に支障が生じる場合に対処	○パトロールにより管理用道路の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
日常管理型	施設機能回復	土砂等除去	土砂等が堆積し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う			
		流木等除去	施設の機能に支障が生じるような流木等が堆積した場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより魚道の状況を把握し、必要に応じて流木等の除去を行う			
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害が生じる恐れがある場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷除去を行う			
		塵芥処理	施設の機能に支障が生じるような不法投棄物が発見された場合に対処	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて塵芥処理を行う			
		崩土除去	斜面崩壊で崩土防止柵に土砂が堆積し、施設の機能が低下した場合に除去	○パトロールにより崩土の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う			
		排水施設清掃	土砂等が堆積し、排水の機能に支障が生じる場合に清掃等を実施	○パトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて清掃等を実施する			
		法面除草	人家と接近している箇所や草本類が繁茂し、病虫害発生等の抑止、周辺環境保持の観点から支障が生じる場合に、概ね屋根の高さを目安に草刈りを実施	○パトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて草刈り等を実施する			
		河道内伐開	樹木等が繁茂し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合や施設管理上で支障となる場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を行う			

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(旭川建設管理部 事業課管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施
【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
必要経費	維持施設	情報基盤観測機器 保守点検・運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守 点検費用	○雨量計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応		対象施設なし	
		土砂災害警戒情報 システム運用費	地域住民の警戒避難に資する「土砂災害警戒情報」を気象 台と土現が共同で作成・発表するため必要となるシステム 運用経費	○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応す る		対象施設なし	
		地すべり情報通報 システム保守点検運用 費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守 点検費用	○伸縮計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応		対象施設なし	

1. 管内関係機関

機 関 名	住 所	電話番号
(国の関係機関)		
旭川開発建設部		
道路整備保全課	旭川市宮前1条3丁目3-15	0166-32-4347
旭川道路事務所	旭川市神楽1条6丁目	0166-61-0136
旭川道路事務所上川分庁舎	上川郡上川町旭町	01658-2-1261
旭川河川事務所	旭川市永山1条21丁目	0166-48-2131
札幌開発建設部		
深川道路事務所	深川市音江町字広里306	0164-25-1155
滝川河川事務所	樺戸郡新十津川町中央89番地	0125-76-2211
(道の関係機関)		
上川総合振興局 地域創生部地域政策課	旭川市永山6条19丁目上川合同庁舎	0166-46-5918
旭川建設管理部	旭川市永山6条19丁目上川合同庁舎	0166-46-5900
士別出張所	士別市西4条北1丁目	0166-23-2191
富良野出張所	富良野市緑町8番1号	0167-23-2168
美深出張所	中川郡美深町西3条北2丁目	01656-2-1081
札幌建設管理部深川出張所	深川市錦町北4番11号	0164-22-1411
滝川出張所	滝川市流通団地3丁目1	0125-22-3434
北海道警察旭川方面本部	旭川市1条通25丁目487番地6	0166-35-0110
旭川中央警察署	旭川市6条通10丁目	0166-25-0110
旭川東警察署	旭川市1条通25丁目487番地6	0166-34-0110
深川警察署	深川市5条1番12号	0164-23-0110
士別警察署	士別市東5条5丁目1番地	0165-23-0110
(市町村の関係機関)		
旭川市	旭川市6条通10丁目旭川市第3庁舎	0166-26-1111
鷹栖町	上川郡鷹栖町南1条3丁目	0166-87-2111
東神楽町	上川郡東神楽町南1条西1丁目3-2	0166-83-2111
当麻町	上川郡当麻町3条東2丁目11-1	0166-84-2111
比布町	上川郡比布町北町1丁目2番1号	0166-85-4801
愛別町	上川郡愛別町字本町179番地	01658-6-5111
上川町	上川郡上川町南町180番地	01658-2-1211
東川町	上川郡東川町東町1丁目16-1	0166-82-2111
美瑛町	上川郡美瑛町本町4丁目6-1	0166-92-1111
幌加内町	雨竜郡幌加内町字幌加内4699	0165-35-2121
旭川南消防署	旭川市7条通10丁目	0166-23-4649

旭川北消防署	旭川市大町3条5丁目	0166-51-8138
上川消防署	上川郡上川町北町202	01658-2-1040
鷹栖消防署	上川郡鷹栖町南1条3丁目5-2	0166-87-2042
美瑛消防署	上川郡美瑛町本町4丁目5-20	0166-92-2029
幌加内消防支署	雨竜郡幌加内町字平和4608-74	0165-35-2246

